　　　 　社会教育関係団体登録のしおり

長門市教育委員会では、本市における自発的学習活動の中核を担う社会教育関係団体の育成を図るため、平成１８年４月１日から社会教育関係団体の登録制度を開始します。

１　社会教育関係団体とは

現在、さまざまな学習グループ、スポーツチーム、ボランティアサークルな

どが、自主的な団体として、公民館や体育館などの社会教育施設で活動してい

ます。

学習・文化・スポーツ・まちづくりなどの活動を通して、自己実現を図った

り、豊かな人間関係・地域関係をうみだす社会教育に関する活動は、潤いと輝

きのある地域文化・スポーツのまちづくりにつながる市民活動といえます。

このような、社会教育に関する事業を行うことを主な目的とし、自主的な運

営を行う広く開かれた団体で、教育委員会に登録をした団体を「社会教育関係

団体」といいます。

* 団体には会、サークル、グループ、クラブなどの呼び名も含まれます。

２　社会教育に関する事業とは

社会教育関係団体が行う社会教育に関する事業とは、さまざまな技術の習得や教養を高めたり、生活を充実させたり、地域をより良くするために行われる学習・文化・スポーツ等の活動のことです。これらの活動には、団体の会員同士で行われるものだけでなく、会員以外の人も対象に広く公開されるものがあります。

［活動例］

○　学習活動（話し合い、ワークショップ、講演、講習、研修など）

○　体育・レクリエーション活動（各種スポーツ、野外活動など）

○　文化・芸術・芸能活動（料理、園芸、手芸、写真、演劇、音楽、絵画など）

○　ボランティア活動（子ども・高齢者に関わるボランティア、まちづくりのボランティアなど）

３　自主的な運営とは

学習・文化・スポーツ・まちづくりなどの活動を行おうとする人たちが自発的に団体をつくり、活動の目的、内容・方法、役割分担、予算、会費などを会員同士で話し合って活動を進めていくことです。また、活動は、計画的、継続的に行なわれ、地域に開かれていることが必要です。

４　このような団体は社会教育関係団体ではありません。

会員によって民主的に運営されているのが社会教育関係団体で、塾や民間各種教室のように講師（先生）が中心になって月謝をとり活動を進めている団体は、社会教育関係団体ではありません。また、会員相互の親睦や交流のみが目的となっている団体も社会教育関係団体ではありません。

これらを含め、次の「５．登録の要件」を満たす団体が社会教育関係団体です。

５　登録の要件

国又は地方公共団体の支配に属さない団体であること

①社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体で、次の行為をしないもの。

ア 営利を目的とする行為

イ 特定の政党その他政治団体の利害に関する行為

ウ 公の選挙に関し特定の侯補者を支持し、又はこれに反する行為

エ 特定の宗教若しくは特定の教派・宗派・教団を支持し、又はこれに反する行為

オ その他公序良俗に反する行為

②法人であると否とを問わないが、概ね次の要件を備える団体であること。

ア　団体の構成員は５名以上であること。

イ　構成員の半数以上が市内在住・在勤・又は在学であり、かつ、その半数以上が市内在住者であること。

　ウ　団体の主たる活動の場所及び活動の拠点となる事務所が市内にあること。

エ 団体の意思を表明する代表者を有し、組織が確立していること。

オ 団体としての規約（あるいは会則）を有し、団体独自の予算があり、かつ経理が明らかであること。

カ １５歳以下の者が３分の２以上を占める団体は、成人の育成者又は指導者がいること。

６　登録・届出の方法

●必要な書類

|  |  |
| --- | --- |
| 事　　　項 | 書　　類　　名 |
| 新規に登録する団体 | 社会教育関係団体登録申請書（第１号様式）  （添付書類）会則、会員名簿、活動・会計報告書 |
| 更新手続きする団体 | 社会教育関係団体登録申請書（第１号様式）  （添付書類）会則、会員名簿、活動・会計報告書 |
| その他の届出 | 社会教育関係団体変更届出書  社会教育関係団体登録証再発行申請書  社会教育関係団体解散届 |

◆申請書

社会教育関係団体登録に係る書類は各社会教育施設にあります。

●届出・登録の受付場所

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 施設名 | 〒　所在地 | 電話番号 | FAX番号 |
| 1 | 中央公民館 | 〒759-4101 　長門市東深川１326番地6 | （０８３７） 　　２３－１１８１ | （０８３７） 　　２２－３６４８ |
| 2 | 通　公民館 | 〒759-4107 　長門市通671番地2 | （０８３７） 　　２８－０００８ | （０８３７） 　　２８－０００８ |
| 3 | 仙崎公民館 | 〒759-4106 　長門市仙崎1347番地 | （０８３７） 　　２６－０９０４ | （０８３７） 　　２６－０９０４ |
| 4 | 俵山公民館 | 〒759-4211 　長門市俵山2302番地1 | （０８３７） 　　２９－００６３ | （０８３７） 　　２９－００６３ |
| 5 | 三隅公民館 | 〒759-3803 　長門市三隅下518番地 | （０８３７） 　　４３－０８１１ | （０８３７） 　　４３－２４４３ |
| 6 | 油谷中央公民館 | 〒759-4503 　長門市油谷新別名10833番地 | （０８３７） 　　３３－００５１ | （０８３７） 　　３３－００５２ |
| 7 | 宇津賀公民館 | 〒759-4711 　長門市油谷後畑1894番地1 | （０８３７） 　　３２－１１４０ | （０８３７） 　　３３－００７０ |
| 8 | 向津具公民館 | 〒759-4623 　長門市油谷向津具下3265番地2 | （０８３７） 　　３４－１１１１ | （０８３７） 　　３４－５００３ |
| 9 | 宗頭文化センター | 〒759-3801 　長門市三隅上3228番地 | （０８３７） 　　４３－０６１７ | （０８３７） 　　４３－０６１７ |
| 10 | 日置農村環境改善センター | 〒759-4401 　長門市日置上5899番地 | （０８３７） 　　３７－２３４０ | （０８３７） 　　３７－２３７０ |
| 11 | 長門市教育委員会  生涯学習・文化財課 | 〒759-410１ 　長門市東深川１３３９番地２ | （０８３７） 　　２３－１２５９ | （０８３７） 　　２２－３５６４ |

●登録証の交付

登録申請に基づいて承認した団体には、「社会教育関係団体登録証」を交付します。

●登録証の有効期限は、1年です。

●次の場合は、すみやかに下記の手続をしてください。

①変更…団体名、団体所在地、代表者および連絡員の変更、規約（会則）の改正があっ

た場合は、登録証を添えて届け出てください。

②解散…団体が解散した場合は、登録証を添えて届け出てください。

③登録証再発行…登録証を紛失・破損した場合は、申請により再発行します。

登録にあたってのＱ＆Ａ

Ｑ１．私たちのサークルは、毎月の練習や学習会だけなので活動報告書

（事業報告書）が書けません。書き方を教えてください。

Ａ．普段の活動内容をまとめたものを「事業報告」として提出してください。特別な大会や行事への参加実績だけでなく、定例的な練習や学習などが「年間事業」となります。また、サークル運営のために開催した総会や役員会などの話し合いも、「事業報告」に含め記入してください。

(例)○○ダンスサークル 事業報告書（1年分）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 活動日 | 名称 | 活動場所 | 参加人数 | 内 容 |
| 4月2日 | 役員会 | ○○公民館 | 5人 | 総会の打合せ |
| 4月10日 | 総会 | ○○公民館  会議室 | 25人 | 前年度の活動・会計報告と反省、新年度の活動計画、予算の話し合い |
| 5月10日 | 定期練習 | ○○公民館 | 20人 | 練習 |
| 6月10日 | 定期練習 | ○○公民館 | 23人 | 練習 |
| 7月10日 | 定期練習 | ○○公民館 | 20人 | 練習 |
| 8月10日 | 定期練習 | ○○公民館 | 23人 | 練習 |
| 9月1日 | ○○大会 | ○○ホール | 20人 | 参加 |
| 11月10日 | 定期練習 | ○○公民館 | 20人 | 練習 |
| 12月10日 | 定期練習 | ○○公民館 | 21人 | 練習 |
| 1月10日 | 定期練習 | ○○公民館 | 20人 | 練習 |
| 1月13日 | 説明会 | ○○公民館 | 2人 | 社会教育関係団体登録と公民館利用 |
| 2月10日 | 定期練習 | ○○公民館 | 19人 | 練習 |
| 3月5日 | 説明会 | ○○公民館 | 2人 | 社会教育関係団体登録と公民館利用 |
| 3月10日 | 定期練習 | ○○公民館 | 20人 | 練習 |

決められた書式はありません。前年の活動内容がわかる「事業報告書」であれば結構です。

Ｑ２．会計報告書の作り方を教えてください。

Ａ．　会計報告書は、今回の更新のために作るものではありません。団体活動を行う上で、会場費、郵送料、事務用品代など、いろいろな経費が必要になります。会計担当は、収入と支出のつど会計簿に記入し、内容を明らかにしておきます。会計年度終了後、収入と支出それぞれの総額と内訳を具体的にまとめて報告書をつくります。そして、正しく処理されたかどうか会計監査をうけ、会員に報告します。

届出の際は、前年度のものを提出してください。「そのつど清算」している団体もありますが、その場合は1年程度の期間の収支を提出してください。こうすることで、必要経費が明確になり、会費を算出しやすくなります。計画的、継続的な活動をするためには予算を立てて活動することが大切です。

(例)「○○会」会計報告 ○○年度分

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 収 入 | | |
| 科 目 | 決算額 | 摘 要 |
| 前年度繰越  会費収入 | 2,500円  72,000円 | 500円×12名×12ヵ月=72,000円 |
| 合 計 | 74,500円 |  |
| 支 出 | | |
| 科目 | 決算額 | 摘 要 |
| 会場使用料（冷暖房使用料）  講師謝礼  事務用品代  次年度繰越 | 1,800円  60,000円  8,000円    4,700円 | 300円×6回=1,800円  5,000円×12回=60,000円  印刷用紙（2000枚）5,000円  色上質紙（500枚） 3,000円 |
| 合 計 | 74,500円 |  |

※　決められた書式はありません。前年の収支内容がわかる「会計報告書」であれば結

構です。

Ｑ３．団体活動に必要な規約（会則）の望ましい内容を教えてください。

Ａ．規約（会則）は、団体の基本的な取り決めであり、会員全員で話し合い、決めてい

くものです。規約を一部の人だけで決めたり、役員しか知らなかったりということのないようにしましょう。

団体の活動は、変化していくこともあり、状況によっては規約を見直し、改正することもあります。

規約には次のような項目が必要でしょう。

|  |  |
| --- | --- |
| 項 目 | 内 容 |
| ①名 称 | 団体を表現するのにふさわしい名称をつけます。 |
| ②事務所  （団体所在地） | 代表者宅におく場合が多いのですが、連絡員宅におく場合もあります。 |
| ③目 的 | 目的を明確にすることにより、会員が共通の認識をもって活動できます。 |
| ④活動内容 | 団体の目的を実現するために活動する内容を具体的に示します。 |
| ⑤会員及び  入退会 | 会員は平等の権利と責任をもちます。開かれた社会教育関係団体は、目的に賛同する人なら誰でも入会できることが原則で、退会は会員の自由意思により決めます。 |
| ⑥役員と役 割 | 会長・副会長・会計・会計監査などの役員を団体の活動に合わせて置き、役割と任期を定めます。選出の方法は、総会で投票、推せんなどがあります。 |
| ⑦経費・会計 | 会員の総意により平等に負担し、会員に報告します。 |
| ⑧会 議 | 総会（定期・臨時）、役員会など、団体運営に必要な会議を設けます。年に1度は、総会を開催します。 |
| ⑨規約の改正 | どういうルールで改正できるのかを明確にしておきます。改正は、総会で十分審議し、慎重に行います。 |
| ⑩施行日 | 規約の取り決めを実際に実行し始める日を明記します。 |

みなさんで知恵を出し合い、団体にふさわしい規約をつくり、活動を進めていきましょう。

○　○　○　○　○　規約

制定 年 月 日

（名称・連絡先）

第1条 本会は「（団体名）○○○ 」と称し、事務所を長門市○○○宅に置く。

（目的）

第2条 ○○○を通じて会員の○○○の向上と親睦を図ることを目的とする。

（事業）

第3条　本会は前条の目的を達成するため以下の事業を行う。

（１）（週・月）○○回の○○○

（２）前条の目的を達成するために必要な事業

（会員の資格）

第4条 第2条の目的に賛同する者

（役員）

第5条 本会の役員は次のとおりとする

会長1名、副会長○○名、会計○○名、会計監査○○名

（役員の選出方法）

第6条 役員は総会において選出する

（役員の任期）

1. 役員の任期は○○年とする。ただし再任は妨げない。

（総会・役員会）

第8条 本会は年○○回の総会及び必要に応じて臨時総会を開催し、次の事項について審議する。総会は、会員の過半数の出席を必要とする。議事は、出席者の過半数の賛成によって決定する。

（１）事業計画

（２）予算・決算

（３）規約改正

（４）入退会承認

（５）その他必要事項

２ 役員会は必要に応じて開催し、会の運営について協議する。

（経費）

第9条 本会の経費は会費その他の収入とする。

（会計年度）

第10条 本会の会計年度は、毎年○○月○○日より○○月○○日までとする。

（規約の発効）

第11条 本規約は　　○○年○○月○○日より発効する。

団体活動の発展にむけて

１．団体の運営について

団体運営のポイントを以下に紹介します。

1. 会員の総意で、目的・内容・運営について決めます。

（２）団体の目的や活動内容、運営のしかた等について、決めたことを規約にまとめ、会員各自がもつようにします。規約は、誰が読んでもわかるようなものが望ましいでしょう。

運営に必要な役割を決めて、会員が分担します。同じ人に長期にわたって負担がかたよらないことも大切です。

団体活動に必要な経費については、予算を立てて会員が平等に負担します。定期的に総会を開いて、事業報告を行い、活動の評価と次への見通しを立て、計画的に活動を継続させます。会計報告も行い、団体の会計状況を会員全員が知っていることが大切です。講師がいる場合は、活動内容について必要な時のみ講師に相談しますが、運営についてはあくまでも会員が主体となって行います。

２．活動の発展をめざして

団体の活動は、地域のさまざまな人たちとつながりをもつことで、団体と地域双方の財産となります。次のような活動にも取り組んでみましょう。

（１）団体の存在、活動の内容を地域に紹介やＰＲしましょう。

例：作品の展示、演奏、公演の機会に参加する。

参加を広く呼びかけて学習会を開催する。

会員以外にも読んでもらう会報や機関紙を発行する。

（２）入会や交流希望などの個人や団体を受け入れ、一緒に活動しましょう。

例：入会希望者の体験入会や見学などを受け入れる。

合同学習会や交流会等を実施し、お互いの活動に生かす。

（３）地域の活動等に参加しましょう。団体として学んだことを地域社会の中に生かしましょう。

例：公民館やふるさとまつりなどのイベントに参加し、成果を発表したり学習成果を生かしてボランティア活動をする。向上した技術を生かして、初心者に教える機会をつくる。

（４）学習したことを仲間と共に実践してみましょう。

例：高齢者の暮らしや食生活について学んだグループが、地域のお年寄りを対象に会食会を始める。